

新たな学校給食センター整備に係る調査業務委託受注候補者 プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、盛岡市が実施する「新たな学校給食センター整備に係る調査業務委託」における受注候補者の選定について、必要な事項を定めるものである。

2 選定方法

受注候補者の選定は、公募型プロポーザルにより行い、提出書類の審査及び聞き取りによる審査により実施する。

3 業務概要

(1) 業務名称

新たな学校給食センター整備に係る調査業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託上限額

10,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 学校給食センターの整備に係る知識を有するとともに、当該業務の履行が可能な者であること。また、それを証明できること。

(2) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

(3) 令和6年度において盛岡市競争入札参加資格を有する者又は当該競争入札参加資格を有しない者にあつては、資格要件を満たす者であること。

(4) 次に掲げる事項をすべて満たす者であること。なお、本業務を履行するにあたり、他の事業者が協力する場合にあつては、当該他の事業者についても同様とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を現に受けていない者であること。

ウ 提案書の提出の日から受注候補者を選定するまでの間に、盛岡市による指名停止を受けていない者であること。

エ 直近2年間において、国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者並びに盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納

していない者であること。

オ 盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 9 号）第 9 条第 1 項各号の規程に該当しない者であること。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てがないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがないこと。

5 提出書類

(1) プロポーザル参加申込書（様式 1 号）

(2) 提案者の概要（事業者概要）（様式 2 号）

(3) 提案者の概要（業務実績）（様式 3 号）

- ・過去 10 年間（平成 26 年度から令和 5 年度）における業務実績件数及び当該実績件数のうち最大 10 件までの業務の詳細を、元請か下請けか分かるようにして記入すること。
- ・業務の詳細を記載した実績については、契約書写しを添付すること（実績の内容が確認できる部分のみで可）。
- ・業務の詳細について、今回の業務委託との類似事例の実績がある場合は、優先的に記入すること。

(4) 提案書（様式 4-1 及び 4-2 号）

次のアからエについて記載し、提案書の表紙（正本：様式 4-1 号、副本：様式 4-2 号）を付して提出すること

ア 執行体制等（様式 5 号）

イ 予定担当者の実績等（様式 6 号）

ウ 企画提案（様式自由）

- ・本業務を実施するに当たって、実施方針や工程表、取組内容に関する資料を作成すること。
- ・様式は自由とし、A 4 版片面 6 枚程度とする。
- ・社名等は記載しないこと。

エ 事業費積算（様式自由）

- ・A 4 版で作成し、社印及び代表者印を押印すること。

(5) 添付書類

ア 納税証明書

- ・直近 2 年度分の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税、都市計画税の納税証明書
- ・直近 2 年度分の消費税及び地方消費税の納税証明書
- ・課税がない場合はその旨を記載した申立書

イ 法人登記簿の謄本

※ア及びイの証明書については、3か月以内に発行された、最新の内容が記載されているものとする。

ウ 法人の役員名簿（氏名・読み仮名・住所・生年月日・役職を記載）

※「4 参加資格」の(4)オの該当性について、必要に応じて警察署に照会を行うこととする。

6 提出書類の交付

プロポーザルに関する資料の様式等は、盛岡市公式ホームページからダウンロードすること。

（盛岡市公式ホームページアドレス <https://www.city.morioka.iwate.jp/>）

7 提出方法等

(1) 提出方法

提出書類の提出は、持参又は郵送で行うこととし、正本1部、副本9部を提出することとする。なお、提出時の体裁については、別紙新たな学校給食センター整備に係る調査業務委託受注候補者提出書類一覧表を参照すること。

郵送で提出する場合は、書留又は簡易書留で、(2)の提出期限までに(3)の提出先に到達するよう送付すること。

(2) 提出期限

令和6年5月8日（水） 午後5時（必着）

(3) 提出先（※提出期限必着のこと）

〒020-8532 岩手県盛岡市津志田14地割37番地2
盛岡市教育委員会 学務教職員課 学校給食係

8 質問の受付

(1) 質問受付期間

令和6年4月15日（月）から4月19日（金）午後5時まで

(2) 質問の受付

質問書（様式7号）に必要事項を記入し、電子メールにて送付すること。

(3) 送付先

盛岡市教育委員会 学務教職員課 学校給食係
edu.gakumu@city.morioka.iwate.jp

(4) 回答方法について

全ての質問について、令和6年4月25日（木）を目途に、盛岡市の公式ホームペー

ジで公表する。

9 選定審査会（聞き取りによる審査）

提出書類に不備のない参加者は、選定審査会に出席し、提案書における企画提案について説明をするものとする。

(1) 開催日程

開催は令和6年5月下旬とし、日程や場所等については、提出書類の確認後、参加者に通知することとする。

なお、提案者が多数あるときは、選定審査会の参加者は3者程度に選定する場合がある。

(2) 内容

提案書の説明15分、質疑応答15分の計30分程度とする。

提案書の説明に当たっては、パソコンの持参も可とする。その場合、プロジェクター及びスクリーンは、盛岡市で用意した機材を使用できるものとするが、参加者が事前に動作確認を行うこととする。

また、使用する資料については、事前に提出したものと同様のものとする。

(3) 出席者

1者当たり3名までとする。出席者には、当事業を受注した際の配置予定の職員を含むこととする。

10 審査

(1) 選定の基準

選定は、表1の視点に基づき審査するものとする。

●表1 提案書の具体的内容及び審査の視点

審査項目	審査基準	審査の視点	配点	様式
執行体制等	<ul style="list-style-type: none">・組織としての知識や経験の蓄積の有無・業務執行体制（適切な人員配置の妥当性）	<ul style="list-style-type: none">・組織として本事業を遂行するために必要な類似の業務実績を有しているか。・経験年数や業務実績から、適切な人員配置となっているか。・組織としてバックアップ体制は十分か。	20点	様式3号及び5号

予定担当者等の実績	予定担当者の知識や経験の蓄積の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・予定担当者は、類似業務の実績を有しているか。 ・本事業に有効な知識や技術等を有しているか。 ・本事業を実施できる人員体制となっているか。 	28点	様式6号
企画提案	実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の特性や目的を理解した提案となっているか。 ・本市の現状や課題を理解した提案となっているか。 	16点	様式自由
	工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行するために適切で迅速な工程が設定されているか。 	12点	様式自由
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の強みや知識・経験等を活かした内容となっているか。 ・調査・分析の手法・内容は必要かつ十分な内容となっているか。 ・調査・分析の手法・内容は実現性、実効性があるか。 	16点	様式自由
事業費積算	業務積算金額	<ul style="list-style-type: none"> ・妥当な根拠に基づいた積算内容となっているか。 	8点	様式自由

(2) 審査結果

- ・最高得点を獲得した提案者を受注候補者とする。
- ・審査結果は、すべての提案者に書面で通知するとともに、盛岡市の公式ホームページに掲載する。
- ・審査結果への疑義や異議申し立ては、受け付けない。

11 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 提案者が複数の提案書を提出したとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 提出書類が提出期限を過ぎて提出されたとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(5) 上記のほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。

12 提案の辞退

提案書提出後に提案を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式自由）を提出することとする。